

美幌町自治基本条例

逐条解説



平成31年3月改訂

美 幌 町

目 次

条例全体の構造	2
前 文	3
第1章 総則	4
第1条 目的	4
第2条 用語の定義	5
第3条 基本理念	5
第4条 基本原則	6
第2章 情報共有	7
第5条 情報の共有	7
第6条 情報の提供	7
第7条 説明責任	7
第8条 情報公開	7
第9条 個人情報保護	7
第10条 町民の意見等	7
第11条 会議の公開	7
第3章 町民参加	9
第12条 町民参加の基本	9
第13条 町民参加の対象	9
第14条 町民参加の方法	11
第15条 提出された意見等の取扱い	12
第16条 審議会等の委員の選任	12
第4章 住民投票	13
第17条 住民投票	13
第18条 住民投票の請求等	14
第5章 町民	15
第19条 町民の権利	15
第20条 町民の役割	15
第21条 事業者の役割	15
第6章 協働・コミュニティ	16
第22条 協働の推進	16
第23条 コミュニティ	16
第24条 コミュニティの役割	17
第25条 町民とコミュニティ	17
第26条 行政とコミュニティ	17

第7章 議会	18
第27条 議会の責務	18
第28条 議員の責務	19
第29条 町民との情報共有と町民参加	19
第30条 町長等と議会及び議員との関係	21
第31条 自由討議	21
第8章 行政	22
第32条 行政の責務	22
第33条 町長の責務	22
第34条 就任時の宣誓	23
第35条 職員の責務	23
第9章 行政運営	24
第36条 総合計画	24
第37条 財政運営	24
第38条 行政評価	25
第39条 行政改革	25
第40条 行政手続	26
第41条 政策法務	26
第42条 危機管理	26
第43条 公益通報	26
第10章 連携・協力	27
第44条 町外の人々との連携及び協力	27
第45条 他の市町村との連携及び協力	27
第46条 国及び北海道との連携及び協力	27
第47条 国際社会との交流及び連携	27
第11章 条例の見直し等	28
第48条 条例等の見直し	28
第49条 美幌町自治推進委員会	29
第12章 最高規範	30
第50条 最高規範	30
附 則	30

条例全体の構造

前 文

第1章 総則

第1条 目的 第2条 用語の定義 第3条 基本理念 第4条 基本原則

第2章 情報共有

第5条 情報の共有
第6条 情報の提供
第7条 説明責任
第8条 情報公開
第9条 個人情報保護
第10条 町民の意見等
第11条 会議の公開

第3章 町民参加

第12条 町民参加の基本
第13条 町民参加の対象
第14条 町民参加の方法
第15条 提出された意見等の取扱い
第16条 審議会等の委員の選任

第4章 住民投票

第17条 住民投票
第18条 住民投票の請求等

第5章 町民

第19条 町民の権利
第20条 町民の役割
第21条 事業者の役割

第7章 議会

第27条 議会の責務
第28条 議員の責務
第29条 町民との情報共有と町民参加
第30条 町長等と議会及び議員との関係
第31条 自由討議

第8章 行政

第32条 行政の責務
第33条 町長の責務
第34条 就任時の宣誓
第35条 職員の責務

第6章 協働・コミュニティ

第22条 協働の推進
第23条 コミュニティ
第24条 コミュニティの役割
第25条 町民とコミュニティ
第26条 行政とコミュニティ

第9章 行政運営

第36条 総合計画
第37条 財政運営
第38条 行政評価
第39条 行政改革
第40条 行政手続
第41条 政策法務
第42条 危機管理
第43条 公益通報

第10章 連携・協力

第44条 町外の人々との連携及び協力 第45条 他の市町村との連携及び協力
第46条 国及び北海道との連携及び協力 第47条 国際社会との交流及び連携

第11章 条例の見直し等

第48条 条例等の見直し 第49条 美幌町自治推進委員会

第12章 最高規範

第50条 最高規範

美幌町自治基本条例及び解説・考え方

前 文

私たちのまち美幌町は、「水多く・大いなところ」を意味するアイヌ語「ピ・ポロ」を語源とし、景勝地美幌峠を源とする美幌川と、阿寒山系を源とする網走川に育まれた、自然豊かなところです。

美幌町は、先人の英知とたゆまぬ努力により、美幌峠に代表される恵まれた自然環境を守り、豊かな歴史や文化を築き、農林業を中心とした産業を育て、快適な都市基盤を整備するとともに、様々な福祉施策の充実を図り、住みよい、町民が誇れるまちとして発展してきました。

私たちは、先人が守ってきた自然環境、築いてきた歴史や文化、そして、町民憲章にいう「ながい開拓の歴史と、輝かしい産業の町を誇りとして、おたがいのしあわせをねがい、ゆたかな明るい町」をつくり、これらを次の世代に引き継ぐ責任があります。

私たちは、地域主権型社会や少子高齢社会の到来により、今後、多くの課題を自分たちの責任で考え、解決していかなければなりません。そのためには、情報の共有と町民参加を進め、私たちみんなで自治を築いていかなければなりません。

私たちは、今ここに、町民、議会及び行政それぞれの役割と責務を改めて認識し、町民主権による自治を確立することを決意し、自治の最高規範となるこの条例を制定します。

【解説・考え方】

この条例の制定に当たっての背景や主旨を明らかにするため、前文を設けています。

前段では、美幌町が自然豊かなところであり、多くの先人の英知と努力の積み重ねにより、ここまで発展してきたことを述べています。

後段では、こうして先人が守ってきた自然環境、築いてきた歴史や文化、町民憲章にいう「ながい開拓の歴史と、輝かしい産業の町を誇りとして、おたがいのしあわせをねがい、ゆたかな明るい町」をつくり、これらを次の世代に引き継ぐ責任があること、そして、これからは自己決定、自己責任による運営が求められ、情報の共有と町民参加により、私たちが自ら自治を築き、確立することを決意するとともに、自治の最高規範としてこの条例を制定することを明らかにしています。

社会を取り巻く環境は、地域主権型社会、即ち地域のことは地域で決めることができる社会に大きく変化するとともに、少子高齢化が急速に進み、保健・医療、福祉施策、子育て環境の整備を進めて行く必要があり、地域で解決しなければならない課題も増加し、変化してきています。

一方で、厳しい財政状況を反映して、限られた財源をどう有効に活用するのかなど、町民の合意を形成する自治体の運営と政策形成のためのルールづくりが必要となります。

地域のことは自らの責任で考え解決する、すなわち自己決定、自己責任による運営が求められ、そのために情報の共有を進め、町民が町政や地域社会の自治に参加し、みんなで自治を築いていくことが必要です。

私たちは、町民、議会及び行政それぞれが果たしていかなければならない役割や責務があることを改めて認識し、美幌町のことは町民の意思により決定する、即ち町民主権による自治を確立することを決意するとともに、自治の最高規範として、この条例を制定するものです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、美幌町の自治に関する基本理念と基本原則を定め、町民の権利及び役割並びに議会及び行政の責務を明らかにするとともに、議会、行政及び地域社会の自治の推進に関する基本的な事項並びに制度を定めることによって、町民主体の自治を実現することを目的とします。

【解説・考え方】

地方分権一括法が平成12年4月に施行され、国と地方はそれまでの「上下主従」の関係から、「対等・協力」の関係へと変化しました。地方分権一括法施行後は、自治体は自らの考え、判断により町政を行わなければならなくなりました。つまり、「自己決定・自己責任」が求められているのです。

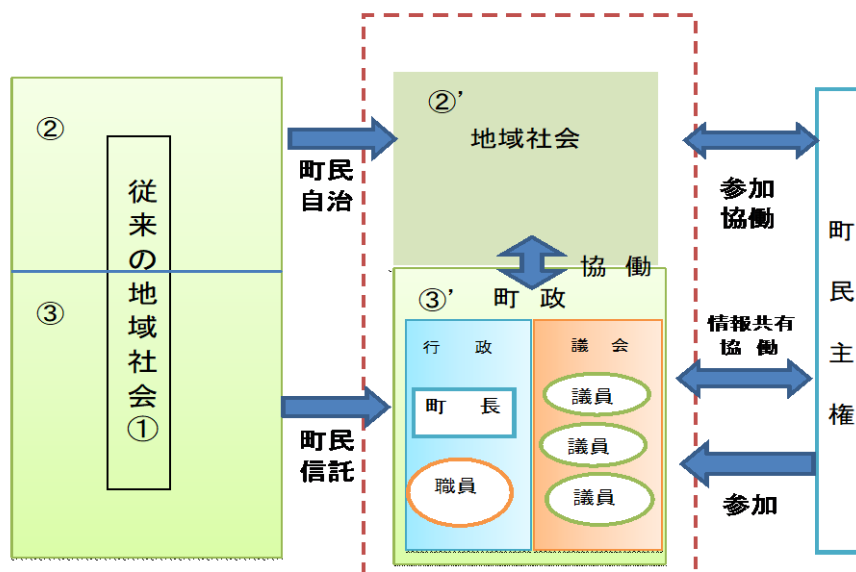
このことを踏まえ、本条例は、美幌町の自治の基本となる理念や原則を定め、町民、議会及び行政がどのような役割や責務を担っているかを明らかにするとともに、議会、行政及び地域社会の自治を進めていく上での基本となる事項や制度を定めるものです。

また、町民は美幌町の自治の主体であり、その一部を議会や町長に信託しましたが、美幌町の自治の主体はあくまで町民であることを確認するために、「町民主体の自治を実現すること」を目的としました。

＜美幌町の自治の概念図＞

従来の美幌町の自治の姿

美幌町の自治の姿



町民はもともと美幌町という地域社会①（「従来の地域社会」といいます。）のことは、自らの責任において処理することが基本です。しかし、その一部③を議会及び行政に信託し（③'）、②は引き続き町民が自ら自治を担うことになります。（②'）。しかし、町民は主権者であり、②' ③'においても自治の主体はあくまで町民です。従って、②'のみならず信託した③'についても、町民は積極的に関わっていくことが強く求められます。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 町民 町内に住所を有する人、町内で働き又は学ぶ人及び事業活動その他の活動を営む人又は法人若しくは団体をいいます。
- (2) 行政 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) 町政 議会と行政が担う自治の領域をいいます。
- (4) 協働 町民、議会及び行政が、共通の目的を実現するためにそれぞれの役割と責任のもとで相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力し活動することをいいます。

【解説・考え方】

この条例の中で、この用語はこのような意味で使います、ということを明らかにしています。

(1)の「町民」とは、地方自治法に定める「住民」のほか、町内の事業所に勤務している人や町内の学校に通学している人、町内で事業活動やその他の活動など、様々な活動を行っている個人、法人、団体をいいます。

「町民」の範囲をこのように広く定義することにより、美幌町に関わりを持つ多くの人の意見、知恵、行動力を美幌町の自治に活かすことができます。

(2)は「行政」の定義について規定しています。「町長」には、公営企業（水道事業、病院事業）を含みます。なお、ここでいう「町長」とは町長個人のことでなく、町長が代表の組織のことをいいます。

(4)の「協働」とは、町民と議会、行政とが、安心して住む喜びを実感できる美幌町をつくるという共通の目的を実現するため、それぞれの役割と責任のもとでお互いを尊重し、対等な関係に立ちながら協力し活動することをいいます。

(基本理念)

第3条 町民、議会及び行政は、美幌町民憲章の精神を尊重するとともに、次に掲げることを基本理念として、自治の確立を目指します。

- (1) 町民は、美幌町の自治の課題を自ら解決していくことを基本として、その自治の一部を議会及び行政に信託していること。
- (2) 町民は、その信託に基づく町政に自ら主体的にかかわり、安心して住む喜びが実感できる美幌町をつくること。
- (3) 自治体としての美幌町は、国及び北海道と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。

【解説・考え方】

町民、議会及び行政が美幌町の自治を確立するに当たっての基本的な考え方を規定しています。

従来の地域社会は、主権者である町民が主体となって、自ら美幌町の自治の課題を解決すること、即ち自治を行うことが基本ですが、町民はその自治の一部を議会と行政に信託しています。信託を受けた議会及び行政はその責務を改めて認識することが必要です。そして、町民はその信託した町政に自ら主体的に参加し、監視するなど、自らの意思を自治体運営に反映させ、安心して住む喜びが実感できる美幌町をつくることが求められます。

また、これまで国や道に頼りがちであった市町村も、地域主権の流れの中で、自己決定・自己責任の原則のもと、自らの意思に基づく町政運営、即ち自律的な町政運営が必要となっています。これからは、受身であったり、一方的に頼るのではなく、町民が自主的に行動し、美幌町が自立することが必要です。町民が自立し、地域経済が自立し、行政も自立して、それぞれの役割をしっかりと担っていくことが何よりも大切になります。

(基本原則)

第4条 町民、議会及び行政は、次に掲げる原則に基づき、美幌町の自治を推進するものとします。

- (1) 町民主体の原則 町民は、美幌町の自治の主体であり、その自治の一部を議会及び行政に信託します。
- (2) 情報共有の原則 町民、議会及び行政は、町政に関する情報を共有します。
- (3) 参加の原則 町政及び地域社会の自治は、町民参加のもとに行われることを基本とします。
- (4) 協働の原則 町民、議会及び行政は、それぞれの役割及び責任において、協働して美幌町の自治を推進します。

【解説・考え方】

ここでは、町民、議会及び行政が美幌町の自治の確立をどのように進めていくのかを4つの原則として規定しています。

- (1) 「町民主体の原則」は、美幌町の自治を推進していくうえで最も基本となるものです。基本理念の所で触れたように、美幌町の自治の課題を解決していく、即ち自治の主体は町民です。その自治の主体たる町民の信託のもとに町政が成り立っていることを原則として規定しています。
- (2) 町民が自ら考え、判断し、行動するためには正しい情報は欠くことができません。町民の町政に参加する興味や意欲を喚起し、実際に参加を得るには、議会や行政が保有する情報を町民に提供する必要があります。また、逆に町民が保有する町政に関する情報を町民、議会及び行政の間で共有することにより自治の一層の推進が期待されます。このため、情報共有を原則として規定しています。
- (3) 自治の主体である町民が、町政や地域社会の自治に積極的に参加して、はじめて美幌町の自治は成り立ちます。町民は、町政や地域の身近な活動などに参加することが望まれますし、議会や行政、そして地域の活動においても町民の参加を図るための取組を進めることが必要であり、このことを参加の原則として規定しています。
- (4) 多様化する町内の課題や町民ニーズに、議会や行政だけで対応することは困難となっており、町民との協働抜きにこれからの自治の推進を語ることはできません。
町民、議会、行政の三者が互いに知恵を出し合い協力、活動し、自治を推進して住みよい美幌町をつくることが必要であり、このことを協働の原則として規定しています。

第2章 情報共有

(情報の共有)

第5条 町民、議会及び行政は、情報の共有が町民主体の自治の実現の基本であることを認識するとともに、お互いに町政に関する情報を伝え合い、情報を共有します。

(情報の提供)

第6条 議会及び行政は、開かれた町政を推進するため、保有する町政に関する情報を適切な時期に適切な方法で分かりやすく町民に提供するものとします。

(説明責任)

第7条 議会及び行政は、公正で開かれた町政を推進するため、町政に関して町民に分かりやすく説明し、町民から説明を求められた場合には、誠実に説明します。

(情報公開)

第8条 町民は、町政に関する情報の開示を求める権利を有します。

2 議会及び行政は、町民から町政に関する情報の開示を求められたときは、別に条例で定めるところにより、情報を公開します。

(個人情報保護)

第9条 議会及び行政は、個人の権利利益が侵害されないよう、その保有する個人情報について、別に条例で定めるところにより、適正な保護を図ります。

(町民の意見等)

第10条 議会及び行政は、町民からの意見、提言、要望等(以下「意見等」といいます。)に対し、迅速かつ誠実に対処します。

2 議会及び行政は、前項で寄せられた意見等への対処経過について記録を保存し、適切に管理します。

(会議の公開)

第11条 議会は、本会議、委員会及び美幌町議会会議規則(昭和62年美幌町議会規則第1号)で規定する会議を原則公開とします。

2 行政は、審議会等の附属機関及びこれに類するもの(以下「審議会等」といいます。)の会議を原則公開とします。

3 議会及び行政は、前2項で規定する会議を公開することが適当でないと認められるときは、非公開とすることができます。

【解説・考え方】

◇ 第5条関係 (情報の共有)

議会や行政が保有する町政に関する情報は、町民との「共有財産」であり、町民主体の自治を実現するための基本であるとの認識のもと、町民に分かりやすく提供、説明することにより、情報の共有を図ります。

また、情報の共有には議会や行政からだけではなく、町民からの情報発信があつてこそ成り立ちます。議会、行政及び町民が一体となって町政運営を行っていくため、それぞれが情報を伝え、共有することが大切です。

◇ 第6条 (情報の提供)、第8条 (情報公開)、第11条 (会議の公開) 関係

情報の共有のための具体的な手法として、情報の提供、情報公開、会議の公開があります。これらの制度は情報の共有のための基本であり、自治基本条例においてその骨子を定めています。なお、町民からの町政に関する情報の開示請求があつた場合の具体的な取扱いは、美幌町情報公開条例(平成12年美幌町条例第4号)において規定しています。

また、会議の公開については、議会は本会議のほか、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、美幌町議会会議規則で規定する会議を原則公開すること、行政は法律や条例に基づいて設置する附属機関に加えて、知識経験を有する者等の意見を聴取し、行政に反映させることを目的として、規則や要綱等に基づき設置したも

のも原則公開することとします。

なお、ここで「美幌町議会会議規則で規定する会議」とは、地方自治法第100条第12項でいう、議会会議規則で規定された議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場のことであり、例えば全員協議会や各派代表者会議などが想定されます。現在の美幌町議会会議規則では全員協議会などに関する規定はありませんが、将来、こうした協議会等が会議規則で規定されれば、これらも原則公開となります。

会議は、町民との情報共有、透明性及び町民参加を推進する上で原則公開としていますが、会議には個人情報扱う場合や、審議過程で町民に誤解や混乱を招く段階の会議もあることから、こうした場合の会議は非公開とすることができることを規定しています。

◇ 第7条関係（説明責任）

説明責任は、町民と議会及び行政との間の信託に基づく信頼関係を築くためにも大切なものであり、この責任を認識し、町民から説明を求められた場合には、誠実に説明することを規定しています。

◇ 第9条関係（個人情報保護）

情報の取扱いに当たり、議会や行政が保有する個人情報については、個人の権利利益が侵害されないよう、自治基本条例においてその骨子を定めています。なお、個人情報保護の具体的な取扱いについては、美幌町個人情報保護条例（平成17年美幌町条例第29号）において規定しています。

◇ 第10条関係（町民の意見等）

町民から寄せられる意見、提言、要望等（以下「意見等」といいます。）も、町民、議会及び行政の情報共有を図るための貴重な情報です。議会及び行政は、意見等に対しては適切に対応するとともに、その対処経過、結果等の記録を適切に管理することとしています。

第3章 町民参加

(町民参加の基本)

第12条 町民は、美幌町の自治の主体であるという基本原則に基づき、町政に参加することを基本とします。

2 議会及び行政は、広く町民の意見等を求め、町政に町民の意思を反映することを基本とします。

3 議会及び行政は、町政へ広く町民が参加する機会を保障します。

4 議会及び行政は、町民が町政への参加又は不参加を理由として不利益を受けないよう配慮するものとします。

5 次世代の担い手である青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしい方法により町政に参加できるものとします。

【解説・考え方】

町民が主体となった自治を進めていくためには、町民が町政へ参加することが必要です。

このため、議会及び行政は広く町民の意見等を求め、町政に町民の意思を反映することが基本であるとともに、町民が参加する機会を保障することを規定しています。

しかし、参加しない自由もあり、議会及び行政は、町民が参加する又は参加しないことにより不利益を受けることがないよう、配慮する必要があります。

さらに、町政は将来の美幌町のことを見据えて進めていく必要がありますが、未来は青少年や子どもが使うものであり、次の世代を担う青少年や子どもの意見を取り入れていくことも必要であることから、青少年や子どもがそれぞれの年齢にふさわしい方法により町政へ参加できることを規定しています。例えば、青少年や子どもを対象とした「子ども議会」の開催、アンケート調査の実施、ワークショップの開催など、議会や行政は青少年や子どもの年齢に配慮し、彼らが町政に参加できるようにしていく必要があります。

(町民参加の対象)

第13条 行政は、次の事項を実施するときは、町民参加を求めるものとします。

- (1) 総合計画の基本構想及び基本計画並びに各施策の基本となる計画の策定又は見直し
- (2) 政策に関する基本方針を定め、又は町民に義務を課し、若しくは町民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正又は廃止
- (3) 町の施設の新設、改良又は廃止の決定(ただし、別に規則で定める場合を除きます。)
- (4) 広く町民が利用する町の施設の利用方法の決定
- (5) 事務及び事業を効果的かつ効率的に推進するための外部評価の実施
- (6) 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策の決定
- (7) 前各号のほか、町民参加が有効と思われる事項

2 行政は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、町民参加を求めないものとします。

- (1) 軽微なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 行政内部の事務処理に関するもの
- (4) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの

3 行政は、第1項の規定にかかわらず、町税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第3項又は第7項の規定により新たな税目を起こす場合を除きます。)は、町民参加を求めないことができます。

4 行政は、前2項の規定により町民参加を求めなかった場合において、行政が必要と判断したとき又は町民からその理由を求められたときは、その理由を公表しなければなりません。

【解説・考え方】

◇ 第1項関係

行政が町民参加を求める事項を規定しています。

- (1) 「総合計画の基本構想及び基本計画並びに各施策の基本となる計画」は、美幌町の長期的、総合的な方向性を定めるものであり、町民と行政が町の将来に対する共通の目標や認識を持って、その策定又は見直しを行うことが必要なことから、町民参加の対象としたものです。
 - ・ 構想、指針、方針等の名称であっても、「長期的な視点」に立ち「総合的」な方針や政策等を定める計画の要素を有しているものは参加の対象となります。
 - ・ 「総合計画の基本構想」とは、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための構想であり、総合計画の最上位に位置づけられるものです。「総合計画の基本計画」とは、基本構想の実効性を持たせるための具体的な計画を指します。「各施策の基本となる計画」とは、具体には高齢者保健福祉計画、住生活基本計画、都市計画マスタープラン、行政改革大綱及びその実施計画等が該当します。
- (2) 「政策に関する基本方針を定める条例」とは、政策全般又は個別行政分野における美幌町の基本的な考え方、理念を示すものが該当します。具体には、くらし安全まちづくり条例、この自治基本条例等が該当します。
 - ・ 「町民に義務を課し、若しくは町民の権利を制限することを内容とする条例」とは、町民個人の活動や事業者等が行う活動に禁止行為や制限を設けるなど、規制を課すような、町民の権利義務にかかわる条例をいいます。具体には、他自治体で制定されている「たばこのポイ捨て禁止条例」等が該当します。
- (3) 「町の施設」には、役場庁舎や廃棄物処理場などのように、町が事務や事業を執行するための施設（公用施設）と、図書館、体育施設等、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（公の施設）の両方を含んでいます。
 - ・ 町の施設の新設、改良、廃止の決定に関する事項を町民参加の対象としました。限られた町の財政状況においては、町の施設は町民のニーズに応じて計画、整備される必要があります。

施設の建設、改良に当たっては、通常、基本構想（基本計画）・基本設計→実施設計の手順を踏みます。この場合の町民参加の手続は、基本構想（基本計画）・基本設計の段階において行うことを原則としますが、個々の施設の性格に応じて、それ以降の段階において町民参加の手続を行うことも可能です。

なお、ここでいう「改良」は、施設の増設や機能の向上を趣旨としており、老朽化等に伴う機能の更新又は設備の改修など維持を目的とする場合は「改良」には当たりません。ただし、町の施設でも規則で規定する事項に該当する場合は、参加対象から除外します。
- (4) 「広く町民が利用する町の施設」とは、不特定多数の町民が利用する図書館、体育施設等が該当します。これらの施設の利用時間や休館日等の利用方法を決定する際には、町民参加を行うこととします。しかし、利用者（受益者）が一部に限られる場合は、対象としません。
- (5) 外部評価の実施に当たっては町民参加を求めるものとします。
- (6) 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策を決定する場合は、町民参加の対象とします。具体には、市町村合併の是非を決定する場合等が想定されます。
- (7) 第1号から第6号で規定する以外で、町民参加が有効と思われる事項についても町民参加を推進することを規定しています。

◇ 第2項関係

行政が町民参加を求めない事項を規定しています。

- (1) 「軽微なもの」とは、町民生活に影響がなく、町民参加を求めるまでもない軽微な内容であるものが該当します。例えば、条例等において法令を引用している場合に、引用している法令の改正により、引用部分の条項、号などの番号や用語の表現方法を変更するための条例改正などです。
- (2) 「緊急に行わなければならないもの」とは、意思の決定に迅速性が求められ、町民参加を行ってその意思

を決定するまでの時間がないものが該当します。例えば、災害又は不慮の事態が発生した際に、速やかに意思決定をし、対応する必要がある場合などです。

- (3) 「行政内部の事務処理に関するもの」とは、町の組織や会計、職員の人事など、町の機関の内部にのみ適用されるもので、これらは町の機関が自らの責任と意思で決定すべき事項であり、町民参加を求めないこととしています。
- (4) 「法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの」とは、例えば地方税法の標準税率の設定など、法令に一定の基準が定められていて、その基準に基づいて実施する場合は町民の意見を反映させる余地がないため、町民参加を求めないこととしています。

◇ 第3項関係

「町税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの」とは、町税のほか、スポーツ施設等の施設使用料、住民票の写しや各種証明書発行手数料、介護保険料等、金銭の徴収に係るもの全般を指します。

これら金銭徴収に関する事項は、町の財政の根幹に係るものであること、金額等は現実の費用等をベースに算出するものであり、単に金額の高い安いの問題ではなく、一部の町民が利用する性質のものは実費負担が原則で町民参加を求める趣旨にそぐわないものであり、町民参加を求めないことができることとしています。ただし、既に実施している町民参加を否定するものではありません。

なお、法定外普通税及び法定外目的税（いわゆる新税）の導入に当たっては町民参加を求めることが必要です。

<参考>

- ・ 町税の税率や額の引き下げは、厳しい町財政の状況や地方交付税への影響を考慮すると非現実的であり、現状では考えられません。

また、標準税率や額を超える税率や額に改定する場合は、美幌町が財政健全化法の財政再生団体、早期健全化団体に指定されるなど、財政状況が危機的状況に陥った場合以外には考えられません。そのような場合は、町税のことも含めて、当然、財政再建に向けて説明会を開催することになります。

- ・ 一方、国民健康保険税については、国民健康保険運営協議会が設置され、そこで意見を伺い税率が決定されています。

このように、町税、金銭徴収に係るものについて、既に町民参加を行っているものはその手法を継続させ、また、行政が自主的に参加手法を取り入れることも可能とします。

◇ 第4項関係

行政は、第2項の規定により町民参加を求めなかった場合に、自ら必要と判断したとき又は町民から求められたときは、町民参加を求めなかった理由を公表する必要があります。

例えば、行政は、本来なら町民参加の対象事項であるにもかかわらず、緊急に当該事項を行わなければならないため町民参加を求めなかった場合は、自らの判断において町民参加を求めなかった理由を公表する必要があります。

(町民参加の方法)

第14条 行政は、前条に規定する事項を実施するときは、次の各号のいずれか又は複数の方法により、適切な時期に町民参加を求めるものとします。

- (1) 審議会等の会議の開催
- (2) 意見交換会の開催
- (3) 意見公募（パブリックコメント）手続の実施
- (4) アンケート調査の実施
- (5) その他適切な方法

【解説・考え方】

町民参加の具体的な方法を規定しています。行政は、規定する方法の中からいずれか又は複数の方法を用いて町民参加を求めることとしています。なお、町民生活への影響が大きい事案については複数の方法を用いるよう努めるべきと考えます。

このうち、「審議会等」とは、地方自治法第138条の4第3項に規定する、法律又は条例に基づいて設置された附属機関及びこれ以外のもので、知識経験を有する者等の意見を聴取し、政策に反映させることを目的として、規則、要綱等に基づき設置されたものをいいます。

(提出された意見等の取扱い)

第15条 行政は、町民参加によって寄せられた意見等を総合的に検討するものとします。

2 行政は、意見等の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公表するものとします。ただし、美幌町情報公開条例(平成12年美幌町条例第4号)の規定により公表することが適当でないと認められるときは、この限りではありません。

- (1) 意見等の内容
- (2) 意見等の検討結果及びその理由

【解説・考え方】

行政が、町民から単に意見等を聴くだけでなく、その提出された意見等の実現の可能性を総合的に検討するよう規定しています。

そして、意見等に対しての検討結果及び結果を町ホームページや情報コーナー等で広く町民へ公表することとしています。ただし、意見等の中に個人情報や事業活動情報、第三者の利益を害するおそれがあるもの、公序良俗に反するものなど公表することが適当ではない情報が含まれているときは、それらの部分は公表しないこととしています。

(審議会等の委員の選任)

第16条 行政は、行政運営に公平で、かつ、広く町民の意見等が反映されるよう審議会等の委員の選任について、次の事項に配慮するものとします。

- (1) 町民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則とすること。
- (2) 幅広く人材を確保するため、委員の就任期間又は他の審議会等との重複を必要最小限とすること。

【解説・考え方】

審議会等の委員の選任については、多様な意見を審議会等における議論に反映させ、会議の公平性や透明性を高めるとともに、町民参加を進めるため、公募委員が含まれることを原則とするよう配慮することとしています。

なお、「原則」としているのは、審議会等によっては法令で委員構成が定められていたり、専門性の高い事案を取り扱う等の場合は、公募による委員の選任が適当ではないことがあり、これらの審議会等については公募を求めるものではありません。

また、同一の委員が長期にわたって就任したり、審議会等の委員が特定の町民に偏ってしまうと、意見の偏りが懸念されます。幅広く人材を登用するため委員の選任に当たっては、当該委員の就任期間や他の審議会等と重複して就任することを必要最小限とするよう配慮することを規定しています。

第4章 住民投票

(住民投票)

第17条 町長は、町政に関する重要な事項について、住民(町内に住所を有する者(外国人を含みます。))。以下この章において同じです。)の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 町民、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重します。

【解説・考え方】

- 住民投票は、住民が町政に参加する究極の仕組みであるといえます。
住民投票は、町政運営上の重要な事項について、直接、住民の意思を確認するものですが、すべてのことについて住民投票を行うわけではありません。現行の地方自治制度は間接民主主義を基本としており、情報共有と町民参加の実践により、住民投票に至らなくとも重要な事項を解決できることが望ましく、直接民主主義である住民投票は、あくまで間接民主主義を補完するものであり、美幌町の将来を左右し、住民一人一人の意思を確認する必要に迫られた際の最終手段としてのみ実施されるべきです。
- 住民投票制度には、個別設置型と常設型とがありますが、美幌町では常設型を見据えた内容としました。
個別設置型は、住民の意思を確認しようとする事案ごとに、実施に必要な住民投票条例を制定するもの(地方自治法第74条の規定による直接請求)であり、当該条例の成立のためにはその都度議会の議決が必要となるなど、住民の意思を安定的かつ迅速に問うことが難しくなります。
一方、常設型は、個別案件ごとに住民投票条例を設けるのではなく、要件を満たせば自動的に住民投票を行うことができるものです。

◇ 第1項関係

- 町長は、町政に関する重要な事項について、住民の意思を直接確認するため、住民投票を実施することができますことを定めています。なお、投票者の範囲については美幌町内に住所を有する者に限ることとしました。これは、本条例で規定する「町民」に投票を認めることは、その把握が極めて困難であることによるものです。
- また、住民投票実施の請求権、投票権を有する者には、町内に住所を有する外国人も含みます。
住民投票は、美幌町の将来に関わる重要な事項、つまり美幌町の住民全体に関わってくる重要な事項について、美幌町の住民に直接その意思を確認するものです。外国人であっても、美幌町の住民であれば、美幌町の地域社会と関わることになり、自治の主体を担う権利があると考えます。その権利を制度的に保障する住民投票に、美幌町在住の外国人も投票できるようにするべきと考えます。
なお、「町政に関する重要な事項」の内容、住民投票実施の請求権や投票権を有する外国人の範囲については別に定める条例で規定します。

◇ 第2項関係

地方自治は、町長、議会議員を住民の代表とする間接民主制が基本であり、住民投票はそれを補完し、自治を充実させる制度として位置付けられるものです。従って、住民投票の結果で町長や議会の選択、決断を拘束することは適当ではなく、結果を尊重するよう規定しています。
また、投票結果については、自治体を構成するすべてが投票結果に責任を持ち、これを尊重すべきものと考え、投票権の有無にかかわらず美幌町の自治に関わりがある通勤、通学者等も含めた町民並びに議会及び町長が尊重するものとししました。

(住民投票の請求等)

- 第18条 年齢満18歳以上の住民で別に条例で定める者は、町政に関する重要な事項について、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、町長に対し住民投票の実施を請求することができます。
- 2 議会は、町政に関する重要な事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、町長に対して住民投票の実施を請求することができます。
- 3 町長は、町政に関する重要な事項について、自ら住民投票を発議することができます。
- 4 町長は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければなりません。
- 5 住民投票の投票権を有する者は、年齢満18歳以上の住民で別に条例で定める者としします。
- 6 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定めます。

【解説・考え方】

◇ 第1項、第5項関係

- ・ 住民投票実施の請求権、投票権を有する者の年齢はいずれも満18歳以上としました。これは、憲法改正国民投票法が、投票権を有する者の年齢要件を満18歳以上と規定していることから、この考えを準用しました。
- ・ 住民が住民投票の請求をするには、請求権者の総数の4分の1以上の連署を必要としました。地方自治法では、直接請求として町長等の解職や議会の解散請求を規定しており、その場合の請求の要件は選挙権を有する者の3分の1以上の連署が必要であると規定しています。住民投票は、町政に関する重要な事項について住民の意思を確認するため、間接民主主義の補完として実施するものであり、実施に当たっては慎重な判断が求められます。このため、町長等の解職や議会の解散請求に次ぐ厳格性を確保するため、請求権者の総数の4分の1以上としました。

◇ 第2項関係

議会が町長に対し住民投票を請求する要件については、地方自治法第112条及び第116条の規定を踏まえ、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決することとしています。

(参考) 地方自治法

- 第112条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。
- 2 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。
- 第116条 この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

◇ 第3項、第4項関係

町長は、自らの判断で住民投票を発議し、実施できることを規定しています。また、町長は、第1項又は第2項の規定により住民及び議会から住民投票の実施の請求があった場合は、その請求を拒むことができず、それらの請求があった場合は住民投票を実施しなければならないことを規定しています。

◇ 第6項関係

住民投票の実施に関する手続やその他必要な事項は、別に条例で規定することとしています。

- ◇ なお、住民投票の成立要件については設けないこととしました。これは、成立要件を設けることにより、住民投票を成立させないよう投票のボイコットがされる可能性があること、投票率も投票結果であり、賛成、反

対の得票数やその差を含めて総合的に判断するべきとの考えによるものです。

第5章 町民

(町民の権利)

第19条 町民は、町政に関する情報について知る権利を有します。

2 町民は、町政に参加する権利を有します。

3 町民は、行政サービスを受ける権利を有します。

【解説・考え方】

町民が有する権利について規定しています。

◇ 第1項関係

情報共有の原則に基づくものであり、町民が町政に参加するための前提となる「知る権利」を保障し、議会や行政が保有する情報の提供を受けたり、情報を請求できる権利を有することを規定しています。

◇ 第2項関係

参加の原則に基づくものであり、町民が政策の形成及び立案、執行、評価等の各段階において参加することができる権利を有することを規定しています。

◇ 第3項関係

町民が行政サービスを受けることができる権利を有することを概括的に規定しています。

(町民の役割)

第20条 町民は、美幌町の自治の主体として自ら考え行動し、積極的に町政及び地域活動に参加するよう努めます。

2 町民は、町政及び地域活動に参加するに当たっては、自らの発言や行動に責任を持つとともに、お互いを尊重し、協力し合うよう努めます。

3 町民は、行政サービスを受けるために、応分の負担を負うものとします。

【解説・考え方】

町民の権利と対になる役割について規定しています。

町民が権利を主張するだけでなく、その役割を果たすことで美幌町の自治は進みます。

町民は、町民自身が美幌町の自治の主体であることを認識し、自ら考え行動し、積極的に町政及び地域活動に参加すること、参加するにあたっては自らの発言や行動には責任を持つとともに、お互いを尊重し、協力することを規定しています。

また、町民は行政サービスを受ける権利を有する一方、行政サービスを受けるためには、各町民が、それぞれの状況にみあった、応分の負担を負うことを規定しています。

(事業者の役割)

第21条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めます。

【解説・考え方】

この条例において、事業者とは、美幌町内において、営利、非営利を問わず、一定の目的を持って活動を行う個人、法人若しくは団体をいいます。

公共の領域において、今後民間の果たす役割は一層重要になります。このため、事業者が地域社会の一員として社会的責任を有することを認識するとともに、暮らしやすい地域社会の形成に貢献するよう努めることを規定しています。

第6章 協働・コミュニティ

(協働の推進)

第22条 町民、議会及び行政は、美幌町の課題を解決するため、相互理解と信頼関係のもとに協働を推進します。

2 行政は、町民との協働による美幌町の自治を推進するに当たり、町民の自主性及び自立性を損なわないように配慮するとともに必要な支援を行います。

【解説・考え方】

この条例では、第5章で「町民」について規定し、続く本章において「協働・コミュニティ」を規定しています。

美幌町の自治を担うものとして、自治の主体である「町民」、その町民から信託を受けた「議会」と「行政」の三者が挙げられます。第5章以下では、まず自治を担う三者についてその役割や責務などを規定し、その後にそれぞれの者が具体的に何を行うのかを規定する構成としています。

美幌町の課題は、まず町民が自ら解決に向けて取り組んでいく必要があります。しかし、町民個々の力だけでは課題の解決を図ることが難しい場合があります。

このため、町民、議会、行政が互いに協働して美幌町の課題の解決を図ることが考えられます。

また、町民同士が自主的に連携し協力するためにコミュニティ（例えば自治会、NPO、各種団体等）を形成し、地域の課題の解決を図ることが考えられます。

「協働」と「コミュニティ」は「課題を解決する」という共通の目的に向かうものであるとともに、「コミュニティ」も「町民」同様、協働の主体を担うものとして位置づけられるものです。このように、協働とコミュニティは密接に結びつくものであり、同じ章で規定することとしました。

◇ 第1項関係

この条例では基本原則として、町民、議会及び行政による協働を規定しています。

町民と議会及び行政が協働により美幌町の課題を解決していくことが重要です。そして、協働を推進するには町民、議会及び行政がお互いをパートナーとして認めることが必要であり、そのためには相互理解と信頼関係を築くことが大切です。

◇ 第2項関係

協働を担う町民側の主体としては、自治会や特定のテーマを中心に活動するNPOやボランティア団体などが挙げられます。

これら担い手は、自主性、自立性を持って活動することが本来の町民自治の姿であり、行政は町民との協働による美幌町の自治を進める場合には、協働を担う主体の自主性や自立性を損なわないようにしなければなりません。また、行政は、資金面に限らず、情報の提供、人材育成、活動のための環境づくりなど、様々な方法で支援を行うことを規定しています。

(コミュニティ)

第23条 コミュニティとは、町民が互いに助け合い、心豊かな生活を送ることを目的として、自主的に結ばれた、多様な組織及び集団をいいます。

【解説・考え方】

コミュニティの定義を規定しています。具体的には、住んでいる地域を単位とした自治会、福祉や環境などテーマ別に活動しているNPO、ボランティア団体など、多種多様なものが含まれます。

(コミュニティの役割)

第24条 コミュニティは、地域社会において自らできることを考え、行動し、地域の課題の解決に向けて取り組むよう努めます。

2 コミュニティは、多くの町民が参加しやすい環境づくりに努めます。

3 コミュニティは、相互の連携を積極的に図るとともに、議会及び行政と協働し、活動の充実に努めます。

【解説・考え方】

コミュニティは地域の課題を解決する公共の担い手であり、その果たす役割は重要です。このため、コミュニティの役割として、地域の課題の解決に向けて取り組むよう努めること、町民が参加しやすい環境づくりに努めること、コミュニティ同士が相互に連携を図り、議会及び行政と協働し活動の充実に努めることを規定しています。

(町民とコミュニティ)

第25条 町民は、コミュニティの役割を認識するとともに活動に積極的に参加し、そのコミュニティを守り、育てるよう努めます。

【解説・考え方】

コミュニティは、町民の参加や協力がなければ成立しないことから、町民がコミュニティの役割を認識し、その活動に積極的に参加し、コミュニティを守り育てるよう努めることを規定しています。

(行政とコミュニティ)

第26条 行政は、コミュニティの自主性と自立性を尊重し連携を図るとともに、コミュニティ活動を促進するため必要な支援を行います。

【解説・考え方】

コミュニティ活動は、自主的、自立的なものであり、行政もその自主性・自立性を損なわないよう連携を図るとともに、資金や人材育成、情報提供等の支援を行うことを規定しています。

第7章 議会

(議会の責務)

- 第27条 議会は、選挙で選ばれた町民の代表者である議員により構成された議事機関として、行政運営を監視するとともに、条例の制定、改正又は廃止、予算の決定、決算の認定その他町政運営の基本的な事項を議決し、町民の意思を決定します。
- 2 議会は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、全町的視野に立ち、美幌町の将来に向けての展望を持って政策課題を的確に把握し、活動する責務を有します。
- 3 議会は、町民と政策課題を共有するとともに、第29条第1項から第4項に規定する方法による町民参加によって議会運営を行います。
- 4 議会は、政策立案機能を高めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実を図らなければなりません。

【解説・考え方】

議会の責務について規定しています。

◇ 第1項関係

議会は、憲法第93条において「議事機関」と規定され、地方公共団体の意思を決定する機関です。議会は、地方自治法の規定により、条例の制定、改正又は廃止、予算の決定、決算の認定等の議決、町政運営の基本的な事項を議決する権限を有するとともに、監査請求や調査等を通じて行政運営を監視する責務があることを改めて規定したものです。

◇ 第2項関係

議会が、条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守したうえで、全町的な視野に立って美幌町の将来に向けての展望を持って政策課題を的確に把握し、活動する責務があることを規定しています。

◇ 第3項関係

議会が、町民と政策課題を共有するとともに、第29条第1項から第4項で規定する方法による町民参加により議会運営を行うことを規定しています。具体には、参考人制度及び公聴会制度、請願及び陳情の提案者からの意見聴取、意見交換の場の設定、議会報告会の開催が挙げられます。

町政は、第1章の基本理念、基本原則で規定するとおり、町民参加のもとに行われることが基本であり、これを具体化するものです。

議会は、間接民主制度下にあっても町民の意思をよりの確に反映させるため、また議会を活性化させるために、様々な機会を通じて町民と対話する機会を設けること、あるいは法で規定されている町民が意見を表明出来る機会を活用することなどが必要です。

議員が自ら政策を立案する場合、あるいは行政から提出された議案を審査するに当たっては、何が政策課題となっているのかを把握するとともに、自ら立案しようとする政策、あるいは行政から提出された議案が美幌町の課題、町民のニーズに沿ったものか、検証することが求められます。そして、そのために町民が参加できる機会を議会として確保することが必要です。

◇ 第4項関係

議会が自らの責任において議会事務局の調査機能及び法務機能の充実を図らなければならないことを規定しています。

地域主権型社会の進展によりこれからの議会、議員は、自ら美幌町の課題、町民のニーズを把握し、それを行政に提示するとともに、政策として自ら立案することが求められます。こうした機能を発揮するには従来の議会事務局体制をさらに強化する必要があります。このため、議会として事務局の調査機能及び法務機能の充実を図ることを責務として規定しています。

しかしながら、議会事務局の人事事項は、実際は執行部人事に組み込まれており、予算も議会は自ら提案権が無い場合、行政側の配慮が不可欠です。行政は、自治の推進、確立に向けて議会が果たす役割の大きさを十分に認識し、議会事務局の機能強化に向けて配慮する必要があります。

(議員の責務)

第28条 議員は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を果たさなければなりません。

2 議員は、町民から選ばれた公職者として、町民意思の的確な把握及び自己研鑽を図るとともに、公益のために行動しなければなりません。

3 議員は、高い倫理観のもと、誠実にその職務を行い、自らの発言及び行動に責任を持たなければなりません。

【解説・考え方】

議員の責務について規定しています。

◇ 第1項関係

議員は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を果たすことを規定しています。

◇ 第2項関係

議員は、町民から選出された公職者であり、町民の代表者であることから、町民の意思を的確に把握するとともに、自らの識見を深め、議会における政策活動を活性化させるために、審議能力、政策立案能力、政策提言能力の向上を図るなどの自己研鑽を図り、公益、即ち町民や美幌町の利益のために活動することを規定しています。

◇ 第3項関係

また、議員は町民の代表者としての立場から、高い倫理観を持って誠実に職務を行うとともに、自らの発言や行動に責任を持つことを規定しています。

(町民との情報共有と町民参加)

第29条 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとします。

2 議会は、町民からの請願及び陳情を政策提案と位置付け、その審議において必要な場合は、これらの提案者の意見を聴く機会を設けなければなりません。

3 議会は、町民との意見交換の場を年1回以上設け、これにより政策提案の拡大を図るものとします。

4 議会は、町民との情報共有と連携を高める方策として、全議員出席のもと、町民に対し説明責任を果たす議会報告会を年1回以上開催し、広く町民の意見を聴取して議会活動に反映させるものとします。

5 議会は、広報誌の発行、インターネットによる議会中継の実施等により議会及び議員活動の情報提供の充実を図り、議会における意思決定の過程及びその結果に関する情報を町民に適切に提供するものとします。

【解説・考え方】

◇ 第1項関係

議会での審議の充実、活発化を図るためには、議会が専門的な知見を有する者の識見、あるいは直接民意を聴取し、その意見や知恵を活用することが必要です。このため、各委員会での審議において、地方自治法で規

定されている参考人制度、公聴会制度を活用することを規定しています。

◇ 第2項関係

議会は、町民の声をしっかりと町政に反映させるため、請願及び陳情を町民の単なるお願いではなく政策の提案として位置付けることによって重みを持たせること、そしてそのためには請願、陳情の内容や意図を十分に把握する必要があるため、これらの審議において必要な場合には提案者から意見を聴く機会を設けることを規定しています。

◇ 第3項関係

今後、ますます議会自身が政策の形成、立案に向けて取り組んでいくことが求められます。そのためには町民と直接対話する機会を設け、そこから美幌町の課題、町民のニーズを把握し、議会としての政策形成・立案、提案につなげていく必要があります。ここでは、例えば「環境」「町内の産業振興」などをテーマにした意見交換の場を設け、町民から意見や提案を出してもらい、そこから議会として政策形成・立案、提案につなげていくことを規定しています。

また、議会は少なくともこうした意見交換の場を年1回は設け、町民と議会が直接対話できる機会を設けることを規定しています。

◇ 第4項関係

議会が町民との情報共有と連携を高める手法として議員全員による「議会報告会」を開催することを規定しています。

「議会報告会」は、議会での議決事項、議会としての日常の活動内容を町民に報告することを目的として、美幌町議会が開催するものです。議会報告会は、議会が町民との情報共有を図る上で、また町民に対する説明責任を果たす場でもあることから、少なくとも年1回は開催することを規定しています。また、議会報告会を開催することにより、議会が町民の意見や考え方を聴取することにより、今後の議会活動に反映させることが期待されます。

◇ 第5項関係

議会には、議会内で何がどのように議論され、どうしてその結論に至ったのかを町民に適切に情報提供する責務があります。このため、議会は広報誌の内容の充実、インターネットによる議会中継の実施等、情報提供の充実を図る必要があります。そして、このことにより町民が議会や各議員の活動を知り、町民それぞれの考えにより議会や各議員の活動を評価できるようになることが期待できます。

なお、美幌町議会では広報誌の発行、インターネットによる本会議中継は既に実施していますが、さらなる情報提供の充実を図り、町民に適切な情報が提供されるよう、条例で明確に規定しようとするものです。

(町長等と議会及び議員との関係)

第30条 議会の本会議における議員と町長、副町長、教育長、選挙管理委員会委員長、監査委員、農業委員会会長、固定資産評価審査委員会委員長(以下「町長等」といいます。)及び職員の質疑及び質問並びに応答は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとします。

2 議会の本会議、常任委員会、特別委員会等へ出席した町長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑及び質問に対し反問することができます。

【解説・考え方】

◇ 第1項関係

本会議における一括質問・一括答弁は、町政上の論点・争点が曖昧になるおそれがあり、これらを明確にしていくために、議案審議の際の質疑、一般質問及び緊急質問並びに応答を一問一答方式で行うことを規定して

います。

◇ 第2項関係

町長、副町長及び教育長、選挙管理委員会及び固定資産評価審査委員会の各委員長、農業委員会会長、監査委員（以下「町長等」といいます。）が、議員の質疑、質問に対して政策議論の活発化を図るため、また、質疑、質問を行う議員がその内容に責任を持つため、町長等から議員に対して反問することができることを規定し、行政側と議員との間に緊張関係を確保します。ただし、論旨を変えて反問することはできません。

なお、ここで規定する「反問」は、町長等が議員との間で政策議論を行うものを指しており、論点・争点を明確にするため議員に対し確認することは反問に含めず、町長等に加え職員も実施することができます。

（自由討議）

第31条 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、提案された案件に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由討議を中心に行い、町民に対する説明責任を十分に果たさなければなりません。

2 議員は、前項に規定する自由討議により、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うものとします。

【解説・考え方】

◇ 第1項関係

議会は議事機関であり、結論に至る過程を町民にわかりやすく提示する必要があります。そのためには、議員各自が、議会が討論の場であることを認識し、本会議、常任委員会、特別委員会等において討議を行うことが必要です。このため、議会が議案の審議において結論を出す場合には、議員相互間の自由討議を中心に行い、議事機関として決定したことに関し理由等の説明責任を十分に果たさなければならないことを規定しています。

なお、実際に自由討議を行う場合には、質疑が終結した後、議長又は委員長が必要があると認めたとき又は動議があった時に、会議に諮ったうえで行うことになります。

◇ 第2項関係

議員は自由討議により、自らも積極的に議案の提出に結びつけていくことを規定しています。

※ 議会、議員に関することについては、栗山町において平成18年に議会基本条例が全国で最初に制定されて以降、全国の自治体で議会基本条例制定の動きが広がっています。

自治基本条例で、どこまで議会のことを規定するのが論点としてありますが、議会や議員の責務、議会運営に係る基本的事項について、自治基本条例で規定することとしました。

第8章 行政

(行政の責務)

第32条 行政は、条例、予算その他の議会の議決及び法令等に基づく事務及び事業を、誠実に管理し執行しなければなりません。

2 行政は、広く町民の意思を反映した行政運営を行うため、情報の共有と町民参加を進め、連携及び協力して事務及び事業を執行しなければなりません。

3 行政は、事務及び事業を効果的かつ効率的に執行しなければなりません。

【解説・考え方】

行政の責務について規定しています。

◇ 第1項関係

行政は、地方自治法第96条第1項に規定する議会の議決に基づく事務や事業、法律、政省令、条例、規則、規程等に基づく事務や事業を誠実に管理し執行することを規定しています。

◇ 第2項関係

行政は町民の意思を行政運営に反映させるため、情報共有と町民参加を進めるとともに、町民と連携及び協力して事務及び事業を執行することを規定しています。

◇ 第3項関係

行政は、事務及び事業を効果的かつ効率的に執行することを規定しています。

(町長の責務)

第33条 町長は、この条例の基本原則及び制度を遵守し、基本理念を実現するために町民の信託に応え、公正かつ誠実に行政運営を行わなければなりません。

2 町長は、職員を適切に指揮監督し、町民の意向や政策課題に的確に対応できる知識と能力を持った人材の育成を図り、効率的な組織体制を整備しなければなりません。

3 町長は、常に経営感覚を持ち、健全な自治体運営を推進しなければなりません。

4 町長は、町民との意見交換の場を設けなければなりません。

【解説・考え方】

町長の責務について規定しています。

◇ 第1項関係

町長は、この条例の基本原則及び制度を遵守し、基本理念を実現するために町民の信託に応え、公正で誠実に行政運営を行うことを規定しています。

◇ 第2項関係

町長は、職員を適切に指揮監督し、職員の研修体制の充実などにより町民の意向や政策課題に的確に対応できる職員を育成するなど、効率的な組織体制の整備を図ることを規定しています。

◇ 第3項関係

町長は、限られた財源をどう有効に使うのか、いかに少ない費用で多くの効果をあげるのかなど、コスト意識に根ざした確かな経営感覚を持ち、健全な自治体運営を推進することを規定しています。

◇ 第4項関係

町長は、常日頃から町民の声を聴き、美幌町の課題や町民ニーズを把握し、行政運営を行う必要があります。このため、町長が町民と直接対話する機会を設けることを規定しています。

(就任時の宣誓)

第34条 町長は、就任に当たっては、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければなりません。

【解説・考え方】

町長が就任の際、宣誓することを規定しています。日本国憲法で地方自治権は保障されているところですが、平成12年のいわゆる地方分権一括法の施行以来、各自治体の自治権が拡大されました。それをどう活用するか、そして自治権のさらなる拡充に向けてどう取り組んでいくかは、この条例の理念の実現のための大きな要素です。このため、これらの実現のため町長に対し、宣誓することを義務づけています。

町長は宣誓することにより、町民の信託を受けた自らの地位の重さを認識するとともに、町民にとっても町長が何を基本（理念）として自らの仕事を進めるのかを再認識することができます。

(職員の責務)

第35条 職員は、町民が主権者であることを認識し、町民の視点に立ち、公正かつ適正に職務を遂行し、町民との信頼関係を構築しなければなりません。

2 職員は、町民の意向や政策課題に的確に対応するため、自ら政策形成能力の向上を図らなければなりません。

3 職員は、互いに横断的な連携を密にするとともに、積極的に町民と連携して職務を遂行しなければなりません。

【解説・考え方】

行政職員の責務について規定しています。

◇ 第1項関係

職員は、町民が主権者であることを認識し、町民の視点に立って職務を公正かつ適正に遂行し、町民との信頼関係を構築することを規定しています。

◇ 第2項関係

職員は、町民の意向を把握するとともに、政策課題を発見しそれに対処するため、自ら政策形成能力の向上を図ることを規定しています。

◇ 第3項関係

職員は、担当する職務の分野に限らず広い視野に立ち、職務を遂行することが必要です。

このため、職員は互いに横断的な連携を取るとともに、積極的に町民とも連携して職務を遂行することを規定しています。

第9章 行政運営

(総合計画)

第36条 行政は、美幌町の目指す将来の姿を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営を行うため、総合計画を策定します。

2 行政は、基本構想の策定に当たっては、議会の議決を経るものとします。

3 行政は、総合計画を最上位の計画と位置付け、行政が行う政策は法令の規定によるもの及び緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて実施します。

4 行政は、総合計画の実施計画を毎年度見直すとともに、事務及び事業の進行を管理し、その状況を公表します。

5 行政は、各施策の基本となる計画の策定及び実施に当たって、総合計画との整合性を図りながら進めます。

6 行政は、総合計画の基本構想及び基本計画並びに各施策の基本となる計画の策定及び見直しに当たって、検討内容を公表します。

【解説・考え方】

◇ 第1項関係

行政は、美幌町が目指す将来の姿を明らかにし、総合的で計画的な行政運営を行うため、総合計画を策定することを規定しています。

◇ 第2項関係

基本構想は、町全体の総意として策定することの重要性を鑑み、町民の代表である議会の議決は必要かつ重要であるため、策定に当たっては議会の議決を経ることを規定しています。

◇ 第3項関係

総合計画は、行政運営のための最上位の計画として位置づけられるものであり、行政は政策を法令の規定による場合や緊急を要する場合などの特別の場合を除き、総合計画に基づいて行うことを規定しています。

◇ 第4項関係

現在の第6期美幌町総合計画は、基本構想（11年間）を最上位とし、基本計画（前期3年間・中期4年間・後期4年間）、実施計画（3年間（毎年度見直し））の3層で構成しています。実施計画は予算と直結していることから、社会経済情勢にも対応できるよう、行政はこれを毎年度見直しすることを規定し、見直しの状況や事業の進行管理を公表することを規定しています。

◇ 第5項関係

総合計画は最上位の計画であり、行政は各施策の基本となる計画を策定し実施する場合は、総合計画と整合性を図ることを規定しています。

◇ 第6項関係

行政は、総合計画の基本構想及び基本計画、各施策の基本となる計画の策定や見直しに当たっては検討内容を公表することを規定しています。

(財政運営)

第37条 行政は、総合計画及び行政評価を踏まえ、中長期的な財政見通しのもとに財政計画を策定し、それに基づく予算の編成及び執行を行い、健全な財政運営を行うものとします。

2 行政は、予算、決算、財政状況等について分かりやすい資料を作成のうえ、公表します。

【解説・考え方】

◇ 第1項関係

行政は、毎年度の予算編成に当たって総合計画との整合性を図り、行政評価の結果を反映させるとともに、中長期的な見通しのもとに財政計画を策定し、この計画に基づき予算編成及び執行を行い、健全な財政運営を行うことを規定しています。

◇ 第2項関係

予算や決算、財政状況などについては分かりやすい資料を作成の上、公表することを規定しています。

(行政評価)

第38条 行政は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政が行う事務及び事業について適切な評価基準に基づく行政評価を実施し、その結果を予算、事務及び事業へ反映させるものとします。

2 行政は、行政評価に関する情報を公表します。

【解説・考え方】

◇ 第1項関係

行政は、効果的で効率的な行政運営を行うために行政評価を実施し、その結果を予算編成や以後の事務及び事業に反映させることを規定しています。

◇ 第2項関係

行政は、行政評価に関する情報を公表することを規定しています。

(行政改革)

第39条 行政は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政改革大綱を策定し、行政改革を推進するものとします。

2 行政は、行政改革大綱に基づき実施計画を策定し、その進行を管理するとともに、進捗状況を公表します。

3 行政は、行政改革大綱及び実施計画を策定するに当たっては、検討内容を公表します。

【解説・考え方】

◇ 第1項関係

行政は、社会経済情勢の変化に対応し効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政全般のあり方を点検し、行政運営や制度の見直しを行うため、行政改革大綱を策定して、行政改革を積極的に推進することを規定しています。

◇ 第2項関係

行政は、行政改革大綱を実現するための具体的な内容を実施計画で定め、行政改革の取組の進行を管理するとともに、進捗状況を公表することを規定しています。

◇ 第3項関係

行政は、行政改革大綱や実施計画を策定するに当たっては、検討内容を公表することを規定しています。

(行政手続)

第40条 行政は、町民の権利利益の保護に資するため、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図ります。

2 行政手続に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

【解説・考え方】

◇ 第1項関係

行政は、町民の権利利益の保護に資するよう、行政が行う処分や行政指導等の手続について、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを規定しています。

◇ 第2項関係

行政手続に関する具体的な事項は、美幌町行政手続条例(平成8年美幌町条例第12号)に委ねることとしています。

(政策法務)

第41条 行政は、自主的かつ自立的な行政運営を行い、地域の課題を解決する政策の実現のため、条例、規則等の制定、改正又は廃止を行うとともに、法令等を自主的かつ適正に解釈し運用するものとします。

【解説・考え方】

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、自治体の法令の自主解釈権が認められるとともに、条例制定権が拡充されました。行政が自主的・自立的な行政運営を行い、地域の課題を解決する政策を実現するために、こうした権限を十分に活用して条例、規則等の制定、改正又は廃止を行うとともに、法令等を自主的かつ適正に解釈し、運用することを規定しています。

(危機管理)

第42条 行政は、町民の生命、身体、財産及び暮らしの安全を確保するとともに、災害等の緊急時において総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制を整備するものとします。

2 行政は、災害等の緊急時において町民及び関係機関等と連携し、速やかに状況を把握するとともに、対策を講じなければなりません。

3 町民は、災害等の緊急時において互いに助け合い行動できるよう、日頃から防災訓練に参加するなど、防災等に対する意識を高め、行政と一丸となった協力体制の整備に努めるものとします。

【解説・考え方】

◇ 第1項関係

行政は、災害等の不測の事態に備え、危機管理体制を整備しておく必要があることを規定しています。

◇ 第2項関係

行政は、災害等の緊急時には速やかに情報収集を行い、被害状況等に応じて必要な作業や支援等を行うことを規定しています。

◇ 第3項関係

町民も緊急時には互いに助け合い、自ら果たすべき役割を認識し、防災などに対する意識を高め、行政と一丸となり地域全体で協力体制を整備することを規定しています。

(公益通報)

第43条 職員は、行政運営に違法若しくは不当の事実がある場合又は当該事実の発生のおそれがある場合には、これを放置せず、かつ、隠すことなく事態を是正するとともに、行政運営を常に適法かつ公正に行わなければなりません。

2 行政は、公益通報を行った職員に対し、その公益通報をしたことを理由に不当に不利益を受けないよう保障しなければなりません。

3 公益通報に関して必要な事項は、別に定めます。

【解説・考え方】

近年、企業等の不祥事が内部告発により明らかになるケースが増加しており、消費者や公益を養護するために行われた従業員等の行動に対して、解雇等の不利益な処分がなされるのは不当であり、これを防止する目的で、公益通報者保護法が平成18年4月に施行されました。

これを受け、当町でも法令遵守（コンプライアンス）の確保と、公益のため通報を行った職員が不当な取り扱いを受けず、保護されるための制度を確立するために規定するものです。

◇ 第1項関係

本町の行政運営において万が一違法、不当の事実があった場合、あるいはその発生のおそれがある場合には、職員はこの事態を放置せず、町民への不利益や行政への信頼の失墜を最小限に食い止めるとともに、行政運営を常に適法かつ公正に行うことを規定しています。

◇ 第2項関係

行政は、公益通報を行った職員が不利益を受けないように保障することを規定しています。

◇ 第3項関係

職員の公益通報に関して必要な事項は別に定めることとしています。

第10章 連携・協力

(町外の人々との連携及び協力)

第44条 町民、議会及び行政は、住みよい豊かな美幌町をつくるため、社会、経済、観光、環境等様々な分野において、町外の人々との連携及び協力を図ります。

【解説・考え方】

人や情報などの流れが活発になっている現在、町民、議会及び行政は、住みよい豊かな美幌町をつくるため、今後、社会、経済、観光、環境等様々な分野で町外の個人、法人、団体などとの連携及び協力を図る必要があると考えられることから、このことを規定しています。

(他の市町村との連携及び協力)

第45条 自治体としての美幌町は、広域的な課題又は共通する課題の解決を図るため、他の市町村と連携及び協力します。

【解説・考え方】

現在、美幌町では消防等の事務を津別町と広域的に行っています。また、今後も続く想定される厳しい財政状況の中、例えば公共施設の整備や維持管理を他の市町村と共同で行うことも考えられます。このように、美幌町が広域的な課題又は共通する課題の解決を図るため、他の市町村と連携及び協力することを規定しています。

(国及び北海道との連携及び協力)

第46条 自治体としての美幌町は、国及び北海道と対等の関係にあることを踏まえ、お互いの役割分担を明確にしながら課題の解決を図るため、連携及び協力します。

【解説・考え方】

地方分権一括法の施行により、市町村は、国、北海道と対等な関係として位置づけられたことを踏まえ、美幌町は、国、北海道と互いの役割分担を明確にしたうえで課題の解決を図るため連携及び協力することを規定しています。

(国際社会との交流及び連携)

第47条 町民、議会及び行政は、国際的な視点で物事を考えることの重要性を認識し、積極的に国際社会との交流及び連携を図るとともに、そこから得られた知恵や情報を課題の解決に活かすものとします。

【解説・考え方】

これからの美幌町のことを考えるに当たっては、国際社会に目を向けて、国際的な視点で考えることも必要な時代となります。現在、美幌町ではニュージーランドのケンブリッジ地域と友好姉妹都市の提携を行っていますが、これにとどまらず、より多くの地域、人々と交流、連携し、物事を考えていくとともに、これにより得られた知恵や情報を課題の解決に活かしていくことを規定しています。

第11章 条例の見直し等

(条例等の見直し)

- 第48条 町長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本町にふさわしく、社会経済情勢に適合しているかを検討するものとします。
- 2 町長は、前項に規定する検討に当たっては、別に定める美幌町自治推進委員会に必要な意見を求めるものとします。
- 3 町長は、前2項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例及びその他の事項を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとします。

【解説・考え方】

◇ 第1項関係

町長は、この条例の各条項が社会経済情勢の変化に適合し、所期の目的を達成しているかどうかについて、条例施行後4年を超えない期間ごとに検討することを規定しています。

検討の期間を「4年を超えない期間ごと」としたのは、町長は、任期中、少なくとも1回は条例の内容について検討すべきとの考えからですが、必要があれば、4年間という期間に限らず、適宜条例の内容を検討することは当然のことです。

◇ 第2項関係

町長は、上記の事項を検討するに当たっては、町長から「美幌町自治推進委員会」へ諮問することとしています。

◇ 第3項関係

町長は、上記の検討結果を踏まえ、この条例や町政にかかわる事項で見直すことが適当であると判断したものについては、改正など必要な措置を講じることを規定しています。

(美幌町自治推進委員会)

- 第49条 この条例を守り育て、実効性を高めるため、町長の附属機関として美幌町自治推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）を設置します。
- 2 推進委員会は、町長の諮問に応じて審議を行い答申するものとします。
- 3 推進委員会は、前項に規定するもののほか、自ら次の事項を審議し、町長に提言することができます。
- (1) この条例に基づく制度、町民参加の状況及び条例の運用状況に関する事項
 - (2) この条例の見直しに関する事項
 - (3) 美幌町の自治の推進に関する基本的な事項
- 4 推進委員会は、委員10人以内をもって組織します。
- 5 委員の任期は2年とし、2回まで再任されることができます。
- 6 推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

【解説・考え方】

◇ 第1項関係

条例の施行後は、その目的が実現されているか、条例の趣旨に沿った運用がなされているか、その進行を管理することが重要です。

条例を実効性のあるものにしていくために、条例の運用状況を町民側からの立場で見守り、条例の適正な進行政管理を図るため、町長の附属機関として美幌町自治推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）を設置するものです。

推進委員会を町長の附属機関としたのは、この推進委員会が、今後、条例の運用状況を見守り、条例の適正な進行管理をチェックする役割を担うものであり、長期かつ継続的に設置されるものであること、設置根拠を条例に求めることにより当該委員会が提言する意見の重みが増すためです。

◇ 第2項関係

推進委員会が町長の諮問に応じて審議を行い答申することを規定しています。

◇ 第3項関係

推進委員会は、上記以外に自ら審議し、町長に提言することができる事項を規定しています。

◇ 第4項関係

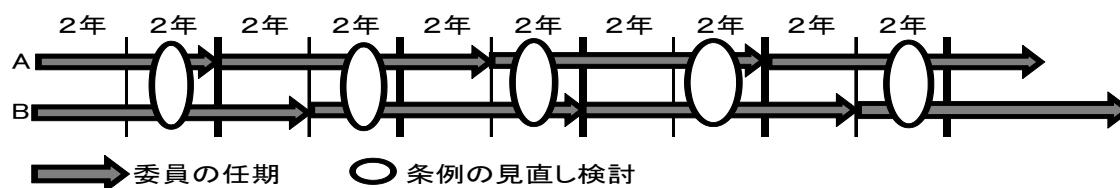
推進委員会は、委員10人以内で組織することを規定しています。

◇ 第5項関係

多くの町民に委員に就任してもらうこと及び委員会の継続性確保を考慮し、委員の任期は2年とし、再任の上限は2回までとしました。

なお、運用により、下図のように委員が最長3期6年間務め、交互に就任時期をずらした場合は、一度に委員全員が交代することがなく、委員会の継続性を確保しつつ、各委員が就任中少なくとも一度は見直しの検討の機会に携わることも可能となります。

＜参考：委員の任期の運用例＞



◇ 第6項関係

推進委員会の組織や運営に関する具体的な事項については、この条例の委任を受けて、別に条例で定めることとしています。

第 12 章 最高規範

(最高規範)

第 50 条 この条例は、美幌町の自治の基本を定める最高規範であり、町民、議会及び行政は、この条例を遵守しなければなりません。

2 議会及び行政は、条例、規則等の制定、改正又は廃止に当たっては、この条例に定める事項を最大限に尊重し、整合を図らなければなりません。

【解説・考え方】

◇ 第 1 項関係

この条例の内容は、美幌町の自治の基本を定めるもので、最高規範に位置するものです。町民、議会及び行政は、それぞれの立場から美幌町の自治を担っており、この条例を遵守することが求められます。

◇ 第 2 項関係

条例、規則等の制定、改正又は廃止に当たっては、最高規範であるこの条例に規定している事項を最大限に尊重し、整合を図るべきことを規定しています。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行します。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例の規定と整合性を図らなければならない事項については、速やかに必要な措置を講ずるものとします。

【解説・考え方】

◇ 第 1 項関係

この条例を平成 23 年 4 月 1 日から施行することを明記しています。

◇ 第 2 項関係

この条例の施行の際、未整備の事項などこの条例の規定と整合性を図らなければならない事項については、行政及び議会はともに速やかに整備に向けて取り組むなど必要な措置を講じ、早期に（1 年以内を目標に）この条例の規定との整合性を図るものとします。

